

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 平成二十六年包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表
監査事務局		担当課（室）	
			目次
			担当課（室）

岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から平成二十六年年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県監査委員	加藤 浩 久
岡山県監査委員	増 川 英 一
岡山県監査委員	與 田 統 充
岡山県監査委員	佐 藤 由 美 子

平成28年3月29日 岡山県公報 号外

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「県税の賦課徴収に係る事務の執行について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第2 監査の指摘事項及び意見	
1 不動産取得税課税権の消滅（指摘事項） 不動産取得税は、土地や家屋を取得した際に課税されるが、登記情報により不動産取得の事実を知った時点では5年の除斥期間は経過していなかったものの、課税処理の過程で、除斥期間が経過し、課税権が消滅した案件があった。 これは、市町村の固定資産課税台帳に取得不動産と一致するものがなく、当該市町村等に問い合わせたものの、適切な回答が得られないまま除斥期間が経過し、課税権が消滅してしまったものであった。 所有権移転登記された不動産について、該当する課税台帳が当該市町村になく、事実が判明した後も適切な修正等が行われなかった点で、第一義的には市町村の対応に問題があったと考えられるものの、当該市町村や取得者等への追加調査等を怠った結果、除斥期間を経過し、課税できなくなったことは県にも不手際があったと考えられ、今後再発防止に努めるべきである。	市町村から送付を受ける課税資料の管理については1件毎に番号を付し、処理期限を設定して管理するほか、追加調査が必要な場合の市町村等への照会については文書で行うことを原則とし、回答がない場合は督促を行うなど適切な進行管理に努めてまいりたい。
2 不動産取得税の期限内申告義務（意見） 不動産の取得者は、不動産取得の日から60日以内に不動産取得税の賦課徴収に関する事項を申告する義務が課されているが、不動産取得の日から60日以内に申告書が提出されていない事例が散見された。 岡山県税条例に定められた申告期限が徹底されておらず、是正されることが必要である。現在では、申告義務について周知が徹底されていないことから、申告義務違反を行った者に対して、岡山県税条例で定められた罰則規定も適用されていない。 市町村による固定資産税評価のための家屋評価の際に周知することや不動産の取得手続に関与することの多い不動産業者や建築業者、司法書士等に対する周知への協力依頼など、申告義務があること及び申告期限、罰則規定の存在について、積極的な周知が望	不動産取得税の概要と申告制度を説明したリーフレットを、不動産業、建築士、司法書士等の団体を通じて配布したほか、各種広報媒体を活用して期限内申告の周知に努めるとともに、県ホームページから申告書様式をダウンロードできるようにしたところである。 今後も、引き続き期限内申告義務の周知徹底に努めてまいりたい。

まれる。	
3 ゴルフ場利用税の等級の認定方法（意見） ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の規模と利用料金により決められた等級ごとに税額が定められている。利用料金には、グリーンフィーとカートフィーが含まれるが、等級の算定対象になるグリーンフィーを下げ、等級の算定対象にならないカートフィーを上げることによって、等級の変更をしているゴルフ場が散見された。 ゴルフ場の利用料金の低下に伴い、カートフィーの占める割合が大きくなってきており、利用料金総額を勘案した等級判定をすることを検討すべきである。	利用料金総額を勘案した等級判定については、キャディーやカートの利用の県内実態や他県の等級認定方法等について調査しながら、検討を進めてまいりたい。
4 軽油引取税の課税免除 (1) 引取報告書の提出状況の把握（意見） 船舶の動力源に供する等、一定の用途に用いられる軽油は、軽油引取税が免税される。免税軽油使用者は県から免税証の交付を受け、その免税証と引き換えに販売業者から免税軽油を引き取ることになる。 免税軽油使用者に対して引取報告書の提出を義務付けているが、県は免税証を交付した者から漏れなく引取報告書が提出されているか把握していなかった。 引取報告書が未提出となっている使用者を特定し、当該使用者へ問い合わせを行う、あるいは、備前県民局間税調査班（各局兼務）で実施している軽油引取税の現地調査の対象に含めるといった対応を検討すべきと考える。	引取報告書を提出しない者については、提出指導を行うとともに、使用状況に疑義がある場合は、調査対象に含めるなどにより、制度の適正な運用に努めてまいりたい。
(2) 免税証の回収管理（意見） 免税軽油を購入する場合は、免税証を販売業者へ引き渡し、販売業者が申告書とともに県へ提出する。また、使用されなかった免税証も、県への返却を義務付けている。このため、交付された免税証は、原則として県へ回収されることになっている。 電算システムに集計された発行枚数と回収枚数には乖離が見受けられるが、県は、個々の免税証の乖離要因について特定出来ていない。また、回収された免税証の傷・汚れ等により読み取りができない場合の手作業による電算入力が徹底されていない。 電算システムへの回収情報の入力を徹底した上で、発行枚数と回収枚数に乖離が生じ	電算システムへの免税証回収情報の入力への徹底に努めるとともに、発行枚数と回収枚数に乖離があり、その原因が不明な者については、免税軽油使用者や特別徴収義務者への調査を実施することにより、免税軽油の適正使用を図ってまいりたい。

ている場合には、その原因を特定し、合理的な理由（免税証の紛失、県外使用など）によるものかを検証する必要があると考える。	
(3) 免税証の交付数量について（意見） 当初の免税証の交付が 6,000 リットル分であったが、実際に使用した免税証の数量は、850 リットル分であったといったように、交付した免税証の数量と実際に使用した免税証の数量に大きな乖離がある事例が見受けられた。 免税証の更新に際し、過去の使用実績等が勘案されているが、質問等により異常な点がなければ、交付申請された数量で免税証を交付している。 免税証を交付する数量について、農業用の交付基準など一定の数量基準を設定したり、過去の使用実績の報告数量を基準にしたりすることが望ましい。	免税証の交付数量については、使用者から今後の操業見込について丁寧な聴取を行うとともに、前回、前々回の使用実績や、農業の場合は農業用の交付基準を参考にしながら、適正数量の交付の徹底を図ってまいりたい。
(4) プレジャーボートの課税免除の取扱い（意見） プレジャーボートは「船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り」に該当するため、軽油引取税が免税されるが、免税は納税者の生活や業務に著しく支障をきたす場合に限定されるべきであり、主に遊興を目的とすると考えられるプレジャーボートに軽油引取税を課したとしても、納税者の生活や業務に著しく支障をきたすものではないものとする。 プレジャーボートの免税は、地方税法を根拠とするものであるため、県から国へ免税範囲を限定するよう働きかけることが必要である。	プレジャーボートの課税免除の取扱いについては、中四国ブロック会議の場などにおいて他県と協議を行っているが、課税対象とすべきとの意見が多いものの、遊興用途と生活の足としての公共用途、産業用途などとの区別が困難であるため、制度設計は慎重に行う必要があるというのが総論である。 このため、他県とも協議を進めながら、制度案が具体的になれば国への提案についても検討してまいりたい。
5 自動車税の課税免除の取扱い（意見） 県は、身体障害者等が所有する自動車で、一定の要件を満たす場合について、自動車税を課税免除としている。 身体障害者等の入院や手帳の返納等、課税免除の要件を満たさなくなった場合、その旨を申告することになっているが、申告すればその次月から課税されるのに対して、申告せず県の書面調査で判明するか、若しくはその調査書に回答しなければ、調査年度の 10 月 1 日から課税されることになっており、正直に申告した者との間で不公平が生じている。 この不公平を改善するためには、書面調査	身体障害者の課税免除制度については、課税の公平性、納税者の利便性、事務の効率化、社会情勢の変化の視点から、減免制度への移行や、所有者、使用目的、上限額などについて、総合的な見直しを図ることとし、現在検討を進めているところである。

の頻度を上げる必要があるが、ほとんどの県で採用している減免制度へ移行することも検討すべきである。 減免制度へ移行すれば、毎年申請が必要となるため、状況確認を確実に実施することができ、年度途中で非該当になった場合には翌年度から課税することができる他、その減免額に上限を設けることができる等の利点も享受できる。	
6 課税誤り事例（個人事業税、自動車税）の再発防止（意見） 平成 25 年度に課税額の誤りを原因として減額修正等を行った事例の回答を入手した。 その結果、事業認定に係る審査誤り、特に不動産貸付業や駐車場業の認定に関連する個人事業税の課税誤り事例があった。再発防止策として、誤りやすい点を網羅したチェックリストを作成し、実際の課税作業の際に活用できるようにすることを提案する。 また、電算システムの登録内容を更新する際などの単純な入力誤りによる自動車税の課税誤り事例があった。担当者自身による検証作業のみにとどまっている現状を改善し、入力担当者以外の者による検証体制の構築も検討すべきと考える。	個人事業税については、適正な事務処理の参考とするため、過去に誤りがあった事例の整理や、不動産貸付業や駐車場業に係る要注意点が分かるチェックリストを作成し活用することとしている。 自動車税については、データ更新時のプルーフリスト検証を複数の職員で行えるよう、執行体制の充実を図ってまいりたい。
7 預り金であるゴルフ場利用税の滞納（指摘事項） ゴルフ場利用税は、ゴルフ場経営者が利用料金とともに徴収して県へ納めることとなっているゴルフ場利用者からの預り金であり、より確実な納付が求められる。 ゴルフ場による同税の滞納は、翌月 15 日までに申告納入を求める岡山県税条例に違反するものであり、かつ、ゴルフ場の運営費にゴルフ場利用税を充てることとなり、預り金の流用と言わざるを得ない。県は、滞納分を速やかに回収し、厳しく指導を行うべきである。	報告書記載の 3 者のうち 2 者は完納しており、現在は滞納がない。 残る 1 者は、破産手続き開始後に裁判所が事業譲渡を認めたため、財産差押え及び参加差押えに係る徴収金について全額を徴収した。 また、残りの滞納分は破産事件に対する交付要求の配当を待つこととなっている。 指摘を踏まえ、納期内納付の徹底について、さらに指導を強化してまいりたい。
8 延滞金についての対応（意見） 県は本税の取立てを優先しており、本税に対しては催告書の送付後、財産調査や差押え、搜索など必要に応じて実施しているが、（本税がなく）延滞金だけの滞納に対する対応が延滞金納付書及びその催告書の送付にとどまっており、それ以上の滞納処分を実施	延滞金だけの滞納についても、本税と同様の対応を行うよう、県民局税務部長会議や徴収担当課長会議で徹底したところである。

していないことが多い。本税と同様に厳しい滞納処分を実施することが必要である。	
9 財産調査の方法 (1) 財産調査の範囲について（意見） 滞納があった場合、滞納者に対する財産調査が実施されるが、本籍地である倉敷市の銀行に口座を有していることが判明したものの、同市を拠点とするそれ以外の金融機関には調査を実施していない事例があった。 当該滞納者が本籍地に口座を有する以上、それ以外の金融機関にも口座を有する可能性があり、追加で調査を実施する必要があったと考える。	住所地以外の金融機関に口座を有していることが判明した場合には、その地域の他の金融機関への調査も行うよう文書で徹底したところである。
(2) 優先順位の判断について（意見） 財産調査の必須範囲等は各県民局で基本的方針が示されているが、基本的な調査範囲を超える調査については、各徴税担当者が各滞納者の状況に応じ、その範囲及び内容を判断、決定している。しかし、明確な方針は示されておらず、徴税担当者の経験や資質により調査内容に差が生じやすいといえる。 マニュアル等を作成し、また、上長によりその判断を点検する等により、担当者判断の差を発生させないようにすることが必要である。	滞納者の年齢や業種等によって効果的な財産調査を行うよう文書で徹底するとともに、担当者によって判断に極端な差が出ないように、上長が進行管理を行うことを、県民局税務部長会議や徴収担当課長会議で徹底したところである。
(3) インターネット銀行への照会について（意見） 滞納整理推進機構の滞納案件の回収実績をみると、インターネット銀行の口座の発見及び差押の実施の事例も相当数ある。このため、滞納者の年齢層等によっては、インターネット銀行の調査も有効であると考えられる。各県民局でも積極的に取り組むことが望まれる。	インターネット銀行への照会について、各県民局においても、さらに積極的に取り組んでいくこととしており、文書で徹底したところである。
10 差押可能財産等に対する執行停止（指摘事項） 平成 25 年度自動車税の滞納に対し、県が財産調査をした結果、平成 24 年度に一定の所得があるものの、近隣金融機関との取引はなく、固定資産も所有していないことから、財産等がないとして、執行停止がなされている事例があった（自動車税 4 万 2,600 円）。 しかし、平成 24 年度の所得の額は、国税徴収法により差押が禁止されている金額を	財産調査により差押可能財産が把握できた場合には、速やかに差押を行い県税に充てることとし、その上で執行停止の判断を適切に行うよう、改めて県民局税務部長会議や徴収担当課長会議で徹底したところである。 また、滞納者の個別・具体的な生

上回っており、差押が可能であった。 また、別の案件では、財産調査の結果、5金融機関8口座の預金等残高が発見されているが、そのうち1口座（普通預金17万407円）を差押え、滞納額に充当していた。しかし、その他の預金残高（合計4万2,535円）については差押を行っていないかった。 差押可能な給与等の所得や預金残高が発見されれば、差押を行い、税金の回収を図るべきである。	活実情を踏まえて執行停止（継続を含む。）を行う場合には、公平かつ公正な対応を行うため、その判断理由を明確かつ具体的に記載するよう、文書等で徹底したところである。
11 執行停止後の再調査 (1) 再調査の実効性の問題について （指摘事項） 滞納案件は、時効到来前に財産調査等の再調査を実施することとなっており、執行停止中の案件であれば、財産や所得の発生等による資力の回復が判明した場合には執行停止が取り消される。 個人事業税の滞納案件で、再調査の結果、執行停止時より所得や給与収入が増加しているにもかかわらず、執行停止が取り消されず、不納欠損処理されている事例があった。 少なくとも執行停止は取り消し、滞納額の請求を実施した上で、なお納付がなければ、差押による滞納処分を行い、税金の回収を図るべきであったと考える。	執行停止後の再調査において資力の回復が判明した場合には、執行停止の取消を行い滞納処分するよう、県民局税務部長会議や徴収担当課長会議での場で徹底したところである。
(2) 再調査の効率性の問題について 執行停止中の滞納者に新たな課税が発生した場合は、当該滞納者の資力が回復している可能性が高いといえる。よって、新たな課税の発生を如何に適時、効率的に把握することができるかが重要である。 ア 県管内で課税される県税の発生の把握（意見） 執行停止中の滞納者に係る新たな課税の発生は、税務システムにより確認することが多いが、案件が多いため、それが納期限までに納付されている場合には、滞納者の資力が回復している事実を徴収担当者が認識できていない場合がある。課税情報を把握している課税担当者と徴収担当者の連携を密にすることが必要である。 イ 個人住民税の発生の把握（意見） 現在、県では、時効到来前の再調査のときにのみ、個人市町村民・県民税の発生状況を市町村に照会しており、その資力の回復を即	個人事業税について、近年課税がなかったが新たな課税が発生する事案は、課税担当課と収税担当課が連携を密にするよう、文書で徹底したところである。 所得の増加等、資力の回復が効率的に確認できるよう、マイナンバーを活用した事務手続きを検討するこ

時に把握できていない。 ただし、件数が膨大にあるため、書面による照会をするには、県と市町村の双方にとって膨大な手数料がかかる。 所得が最も発生しやすいと考えられる労働の稼働年齢層に絞り込んで実施することや、平成 29 年度から始まるマイナンバー制の導入も見据えて、市町村のデータと照合し、個人住民税発生者を特定できるような仕組みの構築を各市町村及びマイナンバー制を所管する省庁に働きかけ、作業を効率化することが望まれる。	ととしている。
12 滞納整理推進機構の今後の在り方（意見） 滞納整理推進機構は現時点で非常に効果的であり、成果もあげている。現時点において、平成 27 年度までの設置期間が設定されているが、市町村には徴収困難事案が残っており、かつ、まだ県に引継や職員派遣を行っている市町村もあるため、効果が継続する蓋然性は非常に高く、現在の設置期間で終了するのではなく、当面は継続すべきである。 しかし、滞納整理推進機構は常設すべきとの意見もあるものの、滞納整理推進機構は、いずれは終了させるべきものであり、その時期について検討が必要である。 滞納整理推進機構が扱う事案の減少を理由として滞納整理推進機構を終了させるべきでなく、市町村が自律的に困難事案を解決していく体制が整っているかを見定め、その体制が整ったのを見極めたうえで滞納整理推進機構を終了させるべきである。	平成 28 年度以降の滞納整理推進機構のあり方については、これまでの機構の取組成果等を踏まえ、設置期間を 3 年間延長することで、県・市町村が合意したところである。 また、平成 28 年度からは、個人住民税特別徴収（給与天引き）の全県一斉実施、県民局における市町村の徴収体制の支援など個人住民税徴収対策を一層強化することとしており、こうした取組の成果や、県・市町村税を取り巻く環境等を踏まえ、その後の機構のあり方については、県・市町村で協議をしてまいりたい。
13 事業税の医療機関への調査方法（意見） 県は、事業税の課税に当たり、医療機関等から提出された資料等について確認等を行っているが、書面審査によるものであり、医療機関への現地調査は実施されていない。 社会保険診療に係る収入は、事業税が非課税となるため、医療機関が作成する書類上、自由診療事業に係る収入を社会保険診療に係る収入に含めて計上して申告した場合には、課税漏れとなる可能性があると考えられる。 これらの検証を行うためには、現地に保管されている帳簿や領収書等の証憑類の確認や、社会診療報酬支払基金へのレセプトの照会、また、国民健康保険団体連合会への診療報酬請求書等の確認により調査を実施し、課税漏れを防ぐ必要がある。	社会保険診療に係る所得の確認調査については、審査支払機関に医療機関別の社会保険診療報酬の額の提供を求めて、非課税所得の申告誤りを抽出することとした。 これにより誤りが発見された場合は、適切に医療機関への調査を実施してまいりたい。

14 産業廃棄物処理税及びゴルフ場利用税の調査方法の在り方 (1) 産業廃棄物処理税の調査について (指摘事項) 産業廃棄物処理税の調査について、施設によっては、処理量が少ない施設もあり、何年も調査の対象となっていないところが散見された。事務処理要領に定める2年に1回程度の調査が行われておらず、要領に即した調査が行われていないため、改善が必要である。 処理量が少なく、現地調査の対象となっていない施設についても、適正な申告が行われるよう、例えば、簡易な書面調査で代替するなどして、納税者に対する牽制機能を発揮すべきである。	産業廃棄物処理税については、制度創設から10年以上経過し、特別徴収義務者においても産業廃棄物処理税の事務取扱も着実に浸透してきていることから、費用対効果も考慮して事務処理要領の調査頻度を3年に1回程度に改正することとしたところである。 また、調査に当たっては、緊急度、重要度を見極めて優先順位を付して行うとともに、ポイントを絞った簡易な調査も取り入れながら実施することとした。
(2) ゴルフ場利用税の調査について(意見) ゴルフ場利用税事務処理要領では、利用料金、利用の状況、諸帳簿の整備状況等を十分把握し、最も効果的な調査を行うこととなっている。要領に違反するものではないが、調査での労力と時間に比して指摘数が少なくなっており、費用対効果の点で、有効かつ効率的な調査であるとは言い難いものと考ええる。1施設当たりの調査内容の見直しや書面調査の導入など、従来方式の調査に加え、簡易な調査も導入することにより調査の対象法人を増加させ、県の牽制機能をより発揮すべきである。	ゴルフ場利用税の調査については、重点的に実施する調査に加え、ポイントを絞った簡易な調査も取り入れて、効果的な調査計画を策定し、調査を実施していくこととした。
15 目的税に係る職員費の算定方法(意見) 狩猟税に係る支出額のうち、当該事業に従事する人件費相当額であるはずの職員費は、単に税収額と事業費との差額で算出されており意味を持つ金額とはなっていない。これは目的税の用途として説明するために十分な内容とは言えない。 1人当たりの標準的な人件費の額に事業に従事している人員数を乗じる等、実態に合わせ、合理的な積算に基づいた金額を用いるべきと考える。 また、狩猟税に限らず、産業廃棄物処理税とおかやま森づくり県民税についても、現在の職員費の積算が実態に照らして妥当な水準であるのかどうか、税収額や基金残高の推移、事業充当額と人件費充当額の割合等を勘	狩猟税について、本県では、その目的に沿った事業に充当した後、その残額を当該事業に従事する職員人件費に充てている。狩猟税収入は、狩猟者の減少、軽減措置の拡充等により、今後、大幅な減少が見込まれることから、人件費への充当はより厳しくなる可能性が高く、合理的な積算に基づく金額を用いることは困難である。 産業廃棄物処理税については、その目的に沿った事業に充当しており、人件費には、事業の遂行に支障を来さない範囲で充当しているところである。なお、産業廃棄物処理税

案して、定期的に見直しを行うことが望ましい。

収入は減少傾向にあり、人件費充当額の割合等の見直しについては、今後の状況を踏まえながら必要に応じて検討してまいりたい。

おかやま森づくり県民税については、その目的に沿った事業に対し、必要な事業費を算定して充当しており、人件費については、税収額や基金残高、事業費等を勘案して充当しているところである。なお、人件費充当の割合については、今後の税収の推移等を踏まえながら必要に応じて検討してまいりたい。

16 産業廃棄物処理税報償金の在り方（意見）

県は、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者に対し、特別徴収義務の履行に伴う負担を軽減し、納税協力に対して報償する目的で報償金を交付している（平成 25 年度の交付率は、同税の収入見込額の 2.425% であり、交付額は合計 978 万 4 千円）。

しかし、特別徴収義務者の税金徴収費用は特別徴収義務者の社会的、経済的地位に基づく反射的な義務として受忍すべきものであり、一般的な特別徴収義務者と異なる特別の事情がある特別地方消費税や軽油引取税の特別徴収義務者を除き、原則として徴収取扱費は交付すべきではない。

県も交付率を削減しているが、県の財政はさらに厳しくなることが予想されることを考慮すると、特別徴収義務者に理解を求め、報償金の廃止も視野にその在り方を検討すべきである。

産業廃棄物処理税の申告に当たっては、(1)産業廃棄物の搬入量を重量に換算する必要があること、また、(2)産廃業界の慣行として商取引が掛け売りで行われることにより、申告納入よりも代金回収時期が遅延する場合があることなど、他税の特別徴収義務者と異なる特別の事情があることから、他税の特別徴収義務者が通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を補助する趣旨で報償金を交付しているものであり、前回見直し時には、産業廃棄物処理税制度の枠組みについては、岡山県税制懇話会の意見を踏まえ、そのまま維持することとしたものである。

17 産業廃棄物処理税の使途の優先順位（意見）

産業廃棄物処理税は、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の 3 つを柱に、この優先順位のもとで施策を推進するための事業に充てられる。しかし、その具体的な使途を見てみると、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」が、ほぼ、1 : 2 : 1 の金額比で使用されており、そのような優先順位が守られているとは考えにくい。

これらの事業は、複数の部署に分けられて遂行されているため、事業ごとの見直しはできたとしても抜本的に見直すことは容易ではないと考えられる。そのため、更に高い観点からの予算の優先順位の検討や再配分が

産業廃棄物処理税の使途については、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の 3 つを柱に、この優先順位を念頭に事業を進めているが、不法投棄等は環境への影響が甚大で、処理費用が多額にのぼることから、それを防止するための「適正処理の推進」に係る事業費の規模が大きくなっているところである。優先順位に関しては、岡山県税制懇話会においてもご意見をいただいているところであり、ご指摘のことも踏まえながら、引き続き「産業活動の支援」についても、さ

必要である。	らに力をいれてまいりたい。
18 公会計を通じた債権分類と徴収業務への活用（意見） 県は、平成 21 年度から、国が示したモデルのうち「総務省方式改訂モデル」を採用して公会計制度を導入しており、今後は、公会計を管轄している財政課と債権管理をしている税務課が一体となって、公会計における債権の回収可能見込額をよりの確に把握検討することによって、効果的・効率的な債権管理を行っていくことが必要となってくる。 そのためには、債権の区分を、貸倒れの見込みがない債権（一般債権）、少しでも回収の見込みがある債権（貸倒懸念債権）及び回収見込みのない債権（破産更生債権）等に分類することにより、それぞれの債権を適切に評価して債権管理を行うことが望ましい。	公会計における債権管理については、平成 27 年 1 月に総務省が示した「統一的な基準による地方公会計制度」に従い、適切に債権管理を行っていくこととしている。